

# 工作物石綿事前調査者講習 講習案内

この講習は労働安全衛生法第14条に定める講習で、当協会が東京労働局長の登録を受けて行う講習です。

工作物の解体・改修の際に事前調査を工作物石綿事前調査者に行わせることが義務化されています。

東京会場と沖縄会場(浦添市)をリモートで接続して行うオンライン講習となります。  
修了試験は各会場にて行います。

## 【講習内容(2日間)】

受付・講習会説明	
工作物石綿事前調査に関する基礎知識	1時間
工作物石綿事前調査に関する実務	4時間
石綿の使用状況に関する知識(工作物)	4時間
関係法令	2時間
	計 11時間
修了試験	100分

スケジュールにより  
5分~10分の休憩及び  
昼食休憩を設けながら  
講習を進めていきます。

## 【受講資格】

この講習には受講資格が設定されています。

※石綿作業主任者技能講習修了者など 別表を参照

## 【申込方法】

所定の申込用紙に氏名、住所等の必要事項を記入のうえ、当協会窓口でお申し込みください。

FAXやメールの方は、申込書を送付してください。

修了証貼付用写真(縦30mm×横24mm)は裏面に氏名を記入のうえ、提出してください。

※写真は指定サイズでお願いします。

## 【申込の締め切り】

定員(36名)に達するか、おおよそ開催2週間前までとなります。

## 【受講料】(消費税込)

受講料		41,800円
教本	一般	4,950円
	会員	3,300円

## 【振込先】

沖縄銀行 牧港支店(普通) 1225848  
シャニホホイキョウカイ 株式会社  
一般社団法人 日本ボイラ協会沖縄支部

## ※受講料とテキスト代の合計額

一般合計	46,750円(消費税込)
会員合計	45,100円(消費税込)

日程・開催会場および  
講習時間は、  
日程表をご確認ください



受講日程ページ

<https://www.jba-okinawa.com/guide.php>

## 【お問い合わせ】



一般社団法人

日本ボイラ協会沖縄支部

☎098(878)2441 ㊚(875)9754

info@jba-okinawa.com

【土日祝日を除く 9:00~12:00 13:00~16:00】

※午後は各種手続きで外出が多いので来社は事前確認をお願いします。

【受講資格・証明書類】

①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者 石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者 (1)大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 <b>2年以上</b> の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関して <b>3年以上</b> の実務の経験を有する者 (1)修業年限3年の短期大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 <b>3年以上</b> の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>4年以上</b> の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く。) (1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 <b>4年以上</b> の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して <b>7年以上</b> の実務の経験を有する者 (1)高等学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 <b>7年以上</b> の職務内容証明書 ※(1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して <b>11年以上</b> の実務の経験を有する者 工作物に関して <b>11年以上</b> の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する職務内容証明書
⑦	2006年(平成18年)4月1日(注)の前日までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して <b>5年以上</b> の実務の経験を有する者 (注)以前は石綿作業主任者技能講習がなく、特化物作業主任者がその役割を担っていた (1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験(注) <b>5年以上</b> の職務内容証明書 (注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※(1)と(2)両方必要です
⑧	建築行政に関して <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者 実務経験 <b>2年以上</b> の職務内容証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者 実務経験 <b>2年以上</b> の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者 職務内容証明書
⑪	労働基準監督官として <b>2年以上</b> その職務に従事した経験を有する者 実務経験 <b>2年以上</b> の職務内容証明書

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらうことが必要です。